

# 大和市スポーツ施設等の 指定管理者選定委員会 審査結果報告

大和市スポーツ施設等の指定管理者選定委員会

大和市スポーツ施設等の指定管理者候補の選定にあたり、大和市スポーツ施設等の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）は、申込団体から提出された申込書類の審査及び公開の審査会を実施しました。

このたび、選定委員会による審査を終了し、次のとおり指定管理者候補を決定しましたので報告します。

## 1. 施設の概要

名 称	所 在 地	敷 地 面 積
大和市営大和スポーツセンター	大和市上草柳 1-1-1	45,715.00㎡
大和市営草柳庭球場	大和市下草柳 1157	3,615.00㎡
大和市営桜森スポーツ広場	大和市桜森 1-97-1	6,544.00㎡
大和市営下福田野球場	大和市福田 89	11,919.57㎡
大和市営下福田スポーツ広場	大和市福田 310	13,648.50㎡

## 2. 募集概要

① 募集期間 令和2年8月24日（月）～令和2年9月4日（金）

② 申込者

・公益財団法人 大和市スポーツ・よか・みどり財団  
（大和市深見西 1-3-17 理事長 清水 和男）

## 3. 選定の方法

選定委員会委員5名（委員の構成は、市民委員3名、市職員2名）では、申込書類及び申込団体による公開の審査会での事業計画説明を基に審査を行い選定しました。

選定委員会では、「大和市スポーツ施設等の指定管理者選定委員会審査要領」（別紙1）に基づき、公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団が指定管理者の候補者として最適か否かの審査を実施し、指定管理者の候補者を決定しました。

## 4. 審査の基準

「大和市スポーツ施設等指定管理者候補者に係る評価表」による評価を行いました。

## 5. 審査の結果

令和2年10月13日（火）に選定委員会において、「大和市スポーツ施設等の指定管理者選定委員会審査要領」に基づく厳正な審査を行った結果、次のとおり指定管理者の候補者を決定しました。

### ■候補者の決定

団体名：公益財団法人 大和市スポーツ・よか・みどり財団

代表者：理事長 清水 和男

所在地：大和市深見西一丁目3番17号

応募団体の評価の詳細は、「大和市スポーツ施設等指定管理者候補者審査に係る評価集計」（別紙2）を参照してください。

**6. 指定管理提案額**

令和3年度～令和8年度 年間 210,000千円

**7. 指定期間**

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

## 大和市スポーツ施設等の指定管理者選定委員会審査要領

## (目的)

第1条 この要領は、大和市スポーツ施設等の指定管理者選定委員会設置要綱（令和2年大和市告示第122号）に基づき設置する大和市スポーツ施設等の指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）による大和市スポーツ施設等の指定管理者候補者（以下「候補者」という）の選定についての審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (申込資格)

第2条 候補者の選定に係る申込資格は、法人又はその他の団体（以下「団体等」という）若しくは共同事業体とし、個人での申込は認めない。なお、共同事業体で申込する場合は、代表する団体等を定めることとする。

2 団体又はその代表者が次のいずれかに該当する者は、申込者となることはできないものとする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者であること
- (2) 破産者で復権を得ない者であること
- (3) 国税及び地方税等を滞納している者であること
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生又は再生手続きをしている者であること
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、第142条（法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者であること
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項（政令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (7) 大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領第2条により、市の執行機関における一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けている者であること
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項により、2年以内に指定管理者の指定を取り消された者であること
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っているもの又は法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること
- (10) 大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等であること
- (11) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない者であること
- (12) その他市長が指定管理者として適当でないと認めるもの
- (13) 共同事業体で応募しようとする場合で、次のいずれかに該当するもの
  - ① 構成する団体等のいずれかが第1号から第12号までの条件に該当するもの
  - ② 応募時に「共同事業体協定書」を提出できないもの、又は選定後協定締結時までに代表団体等及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができないもの

(審査方法)

第3条 審査は、申込をした団体等又は共同事業体（以下「申込者」という）に対し、書類審査及び面接審査をもって行う。なお、書類審査は、応募者の参加資格要件等について文化振興課が審査を行い、それを具備すると判断した応募者に限り、面接審査を行うものとする。

2 面接審査においては、応募者が事業計画等のプレゼンテーション及び質疑応答を行い、大和市スポーツ施設設置条例（昭和61年条例第35号）第7条に規定する選定基準（以下「選定基準」という。）に基づき、別に定める評価表により委員会が採点を行う。

(審査基準)

第4条 次のいずれかに該当する申込者は、審査基準を満たしていないものとし、選定対象から除外する。

- (1) 前条第2項による採点の結果において、評価点が評価項目配点の中間点の合計点数に委員の人数を積算した点数に満たず、又は中間点の合計点数以上の評価を行った委員の人数が過半数に満たない申込者
- (2) その他委員会が選定基準を満たしていないと判断した申込者

(審査結果)

第5条 委員会は、第3条第2項による採点の結果、各委員の点数の合計が最も高いものを指定管理者候補者として選定することが適当である旨の決定を行うものとする。この場合において、委員会は、当該申込者の事業計画書等の内容及び業務を行うにあたり改善すべき事由等に関し、必要な意見を付すことができる。

2 同点の申込者があった場合は、同点の申込者を対象とした決選投票又は委員会会長の裁決で決定する。

3 委員会は、前2項において決定された申込者が、指定管理者となることが不可能となったとき又は新たに判明した事実により指定管理者として不適當であると認められたときは、前条各号のいずれにも該当しない申込者のうち、順位が次位にある者を、候補者として再選定する旨の決定をする。

4 面接審査の対象としたすべての申込者が前条各号のいずれかに該当する場合、委員会は、いずれの団体等も選定基準を満たしていない旨の決定を行うものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、委員会会長が定める。

附 則

この要領は、令和2年8月21日から施行する。

## 「大和市スポーツ施設等指定管理者候補者審査」に係る評価集計

選定基準	審査項目	配点	対象：(公財)スポーツ・よか・みどり財団					
			委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	
1	施設の利用者の平等利用の確保及びサービスの向上が図れるものであること	(1) 利用条件の考え方	3	3	2	3	3	3
		(2) 利用の不承認・承認の取消の考え方	3	3	2	3	3	3
		(3) 苦情処理体制	3	3	2	2	3	2
		(4) 管理運営の企画内容	5	4	3	2	3	5
		(5) 自主事業の企画内容	3	3	3	3	3	3
		(6) 自己評価（セルフモニタリング）	3	2	2	2	3	3
		(7) 利用者の要望・意見への対応策	3	3	2	2	3	3
		(8) 地域との連携対応	3	3	2	2	3	3
2	施設の効用を最大限に発揮するものであること	(1) 各施設の特徴を生かした事業計画（各施設ごとに）	3	3	2	2	3	3
		(2) 施設間の連携	3	3	2	2	3	3
		(3) 有料公園施設との連携	3	3	2	2	3	3
3	施設の適切な維持及び管理並びに管理に係わる経費の削減及び効率的な経営が図れるものであること	(1) 関連法令等の遵守	3	3	2	3	3	3
		(2) 緊急時の対策	3	3	2	3	3	3
		(3) 防犯防災対策	3	3	2	3	3	3
		(4) 事故防止対策	3	3	3	2	3	3
		(5) 施設の保全に関する取組み	3	3	3	3	3	3
		(6) 管理に係わる経費の削減	5	1	1	1	1	1
		(7) 指定管理料提案額	3	2	2	3	3	3
		(8) 効率的な経営	3	2	2	2	3	3
4	施設の管理を安定して行うための人員・資産その他の経営の規模及び能力を有しているものであること	(1) 事業者理念・経営方針	3	3	3	3	3	3
		(2) 経営状況及び組織規模	3	2	2	3	3	3
		(3) ISO（品質・環境）等取得状況	3	3	2	3	3	2
		(4) 職員の選考方法・選考基準	3	3	2	2	3	3
		(5) 現指定管理者に雇用されている職員の継続雇用に対する配慮	3	2	2	2	3	3
		(6) 職員の配置・確保	3	2	2	2	3	3
		(7) 職員の教育・研修	3	2	2	2	3	3
		(8) 関連施設の受注・経営実績	3	2	3	2	3	3

5	個人情報の保護 及び情報公開に 対する措置が図 れるものである こと	(1)	個人情報の保護措置	3	3	2	3	3	3
		(2)	個人情報の開示請求への対応措置	3	3	2	3	3	3
		(3)	情報公開請求への対応措置	3	3	2	2	3	2
		(4)	文書の分類・作成・保存及び廃棄に関する基 準	3	2	2	2	3	3
6	特記事項	(1)	全体を通じたスポーツ振興推進に対する姿勢	3	3	2	2	3	3
個人別得点				100	86	69	76	94	93
全体得点				500	418				
中間点				66					

※ 66点×5人=330点に満たないものは失格

※ 66点以上の評価を行った選定委員が、過半数(3名)を超えないものは失格